平成２９年（フ）第４４４号
兵庫県神崎郡市川町屋形583番地、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町南田原2700番地17
債務者　坪田　　晋
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１２号
鳥取県米子市道笑町１丁目32番地、前住所広島県広島市安佐北区落合南１丁目33番９－103号
債務者　和田　悠磨
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２４４号
愛媛県松山市保免中１丁目５番１号　パラシオール永木205号
債務者　松尾つつみ
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５５号
愛媛県松山市天山１丁目５番１号　アストレア天山106号
債務者　渡邉　誓悟
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６０号
福岡市早良区飯倉４丁目38番５－202号
債務者　中島　　舞
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５３３号
福岡市東区下原３丁目23番19－２号
債務者　松本　一行
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５８４号
福岡市城南区田島２丁目18番24―805号
債務者　津留香那子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０３号
福岡市博多区下呉服町４番26―1002号
債務者　春田　節子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６１４号
福岡県朝倉市小田1441番地３　アネックス松尾Ｂ101
債務者　中島　裕久
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６２５号
福岡県朝倉市堤118番地27
債務者　山田　晃聖
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４３号
福岡市城南区長尾３丁目11番106号
債務者　権田　泰雄
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２４号
佐賀県小城市三日月町金田1107番地１　クレセント・ア・プレインＮ　103号、前住所福岡市博多区博多駅前３丁目15番10―1220号
債務者　井手ゆう子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
秋田市広面字碇81番地１　コーポ石川103号、前住所大分県別府市大字内竈1380番地の３レオパレスピュア104号
債務者　窪田　正弘
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８８号
奈良県大和郡山市植槻町３番11号　ライフイン郡山17号
債務者　柳　　春香
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１６２号
佐賀市川副町大字早津江津200番地
債務者　矢ケ部礼子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
岐阜市青柳町７丁目53番地（コーポラス青柳Ｃ３号室）、前住所岐阜市茜部中島３丁目40番地１（ファミールアカナベ　203号室）
債務者　國井　純子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０４号
佐賀市大和町大字川上996番地１、前住所佐賀市本庄町大字本庄534番地２　カーサシエスタ302
債務者　弓　香寿美
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係